

聖籠町公営企業会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町公営企業管理規程第 3 号

聖籠町公営企業会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、聖籠町公営企業職員で、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「公営企業会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第 2 条 公営企業会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項については、聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年聖籠町規則第 11 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。